

**暴
挙
!**

本日 (6/15) 朝 (7時45分頃)、参議院法務委員会の審議・採決抜きで「組織的犯罪処罰法改正案 = 共謀罪法案」の参議院本会議採決強行 ~ 「テロ対策」を口実とした、市民生活・団体活動規制の「共謀罪」に批判・反対の声広がる中、議会制民主主義破壊のまさに「暴挙」~

国民世論、国際世論からの疑問と批判の声の高まり、金田法務大臣がまともな答弁もできない状態にもかかわらず、参議院法務委員会での審議を停止し委員会採決を省略して本会議に「中間報告」し、本会議での採決を強行するという、まさに「暴挙」というしかない方法で「可決・成立」させました。この「中間報告」なるものは、国会法56条3の定めを根拠としていますが、今回のような問題だらけの法案でこの規定を使ったことは、まさに国会無視・議会制民主主義破壊の暴挙とも言えるものです。

新聞等では、安倍内閣が加計学園獣医学部新設問題疑惑の幕引きを図りつつ、共謀罪(組織的犯罪処罰法改正案)を今国会で成立させる構えを強めていると報じられていましたが、政府・与党は6月14日に突然、法務委員会審議抜きの本会議採決という強行手段に突き進んだものです。



内心の自由を侵害し、冤罪を生む悪法~現行刑法の基本原則を大きく変える

「共謀罪」は、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)批准のための国内法整備と東京オリンピックへ向けたテロ対策を口実としていますが、その必要性がないことが国会審議の中で日々明らかになっていきました。金田法務大臣の答弁も二転三転するのみならず、およそまともな答弁ができずに法務当局を常駐させてその場をしのぐ有様でした。

6月13日の法務委員会での参考人意見陳述では、村井敏邦一橋大名誉教授は「戦前の日本やナチスが、行為がなくても行為者の危険性を処罰する刑法体系で人々の自由を侵害し恐怖に陥れたことへの反省から、戦後の刑法は行為がなければ処罰しない行為主義を基本原則としてきました。その基本が大きく変わることを大変心配しています」と述べ、弁護士の山下幸夫氏は、「捜査機関が団体構成員の内心を探り、憲法の保障する『内心の自由』を侵害し、捜査機関の判断により何の謀議もしていない人たちの冤罪を生む恐れがあります」と述べたとのことです。

「国連条約批准のため」には根拠なし~国連関係者からも大きな疑問

国連人権理事会特別報告者であるジョセフ・ケナタッチ氏の「プライバシーに関する権利と表現の自由の過度な制限がされる可能性がある」との指摘と質問に答えるどころか逆に抗議する始末です。さらに、6月14日の毎日新聞によれば、「国連立法ガイド」執筆者である米ノースイースタン大のニコス・パッサス教授が国際組織犯罪防止条約はテロ防止を条約の目的に含んでいないことを強調したとのことでした。

法の適用は捜査機関の判断~山口大学関係者・関係4団体も連名で反対してきました

要は、テロ対策とはまったく無縁の法律であり、犯罪着手前の「計画・準備」段階で処罰することを可能とするもので、対象とされている「組織的犯罪集団」であるかどうかの判断は捜査機関に委ねられることから、一般市民、一般団体が対象となる危険性が極めて大きいものと言わざるを得ません。山口大学でも、6月7日に山口大学関係者有志77名と山口大学教職員組合を含む山口大学関係4団体の連名で反対声明が発表されましたが、全国的にも、日本弁護士会を始めとする多くの団体から廃案を求める声が高まっていました。

加計学園獣医学部新設問題疑惑逃れとの批判の声も

こうした国内外からの疑問・批判に一切耳を傾けることなく悪法を押し通したのは、国会会延長を避けて加計学園獣医学部新設疑惑の幕引きを図るためと言えます。政府・与党は次から次に明らかとなる「総理の御意向」に関する文科省の内部文書について、6月9日に、一転、調査を行うと発表する等、国民世論、有権者からの不審の声の広がり軌道修正を行ったとの報道もありました。また、6月14日には義家文部科学副大臣の異様な発言（内部告発者を国家公務員法守秘義務違反で処分する？）が報じられる等、ここでも異常な対応が目立ちます。

「共謀罪規定」の条文全文

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮
2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

3 別表第四に掲げる罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係る前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4 第一項及び第二項の罪に係る事件についての刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第百九十八条第一項の規定による取調べその他の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならない。

「共謀罪」強行成立に抗議してー 今こそアベ政治打倒の好機、独裁政治を許さない ー

6月15日早朝、参議員本会議で「共謀罪（テロ等準備罪）」が、自民党・公明党などの賛成によって成立した。「共謀罪」法案は参議院法務委員会で審議途中の議案であり、国民の大多数が「今の国会で成立を急ぐものではない」としているものだ。議院内閣制の根幹を否定する暴挙である。安倍政権（行政府）の傍若無人な暴走を国会（立法府）がとめられない事態を引き起こした自民・公明党の責任は重い。

国会審議でもますます明らかになった「共謀罪」への疑問や批判に対する説明責任を、国会議員である与党が自らの手で封殺した。憲法によって主権者＝国民が国家を監視しコントロールする仕組みを、国家が国民を縛り付ける体制へと変えようとする「共謀罪」は許されるものではない。

「共謀罪」の成立によって、安倍政権は「戦争する国づくり」への道をさらに突き進んでいこう。「戦争法（安保法制）」と「共謀罪」の先にあるのは、「憲法9条」の改憲だ。

国会の存在意義さえ否定して強行した「共謀罪」成立劇は、安倍政権の「森友・加計学園疑惑」を封じ込めようとして行われたことは明らかだ。国民世論に押されて文部科学省の「内部文書」の再調査を余儀なくされ、その存在が決定的となった今、国会を延長して「共謀罪」の成立を図ることは政権を脅かしかねない。「共謀罪」の強行は、法案そのものへの国民の批判と、この間の安倍首相を含む安倍政権の閣僚の国政の私物化への不審や不満で追い込まれたものだ。

私たちは、今回の「共謀罪」強行に強く抗議するとともに、「共謀罪」「戦争法」の廃止に向けて全力をあげてたたかう。また、強行の根底にある安倍政権の政治の私物化を許さず、徹底的に究明する。「戦争法」「共謀罪」の行き着く先にある憲法「明文改憲」、「9条改憲」を絶対に許さない。

2017年6月15日

山口県労働組合総連合事務局長 宮浜 克好